

スペイン食品安全庁(AEASA)、「鳥インフルエンザと食品安全」を公表(2005/10/27)
<http://www.aesa.msc.es/aesa/web/AESAPageServer?idpage=56&idcontent=5876>

(概要仮訳)

欧州食品安全機関(EFSA)が10月26日に発表した、鳥インフルエンザと食品に関する情報(「これまでに食品(家きん肉及び卵)を介して鳥インフルエンザがヒトに感染したことを示唆する疫学情報はない」)により、他の感染症予防対策がないがしろにされることがないように、スペイン保健消費省(MSC)は、EFSAの発表内容を解説する「鳥インフルエンザと食品安全」を公表した。概要は以下のとおり。

生の家きん肉及び生卵は、鳥インフルエンザに関しては消費者へのリスクはない。しかし、サルモネラなど他の感染症を予防するため、食品の調理において食品衛生の適切な実践(適切な加熱)が必要であり、生卵の摂取を避けるよう助言がなされた。なお、スペインで販売されている卵は鳥インフルエンザに汚染されていない。